税務方針

当社グループは、適正な納税義務を履行することが企業の社会的責任の一つであると認識し、税務方針を以下の通り定めます。

1.　適用範囲

本方針は、当社グループの事業活動に適用されます。

2.　基本的な考え方

当社グループは、事業活動を行う国・地域の税務関連法令等を遵守し、適正な納税義務を履行します。法令等の遵守にあたり、当社グループに勤務する全ての労働者、特に税務、会計、および財務に関わる職務を担う従業員に対して、本方針の徹底・浸透を図ります。

3.　税務ガバナンス

当社グループにおける税務に関する統括責任者を取締役 CFO とします。統括責任者は、グループ全体の税務管理状況を監督し、重大な事象・リスクを認識した場合には、取締役会に適時・適切に報告します。

4.　税務プランニング

当社グループは、持続的企業価値の成長のため、通常の事業活動の範囲内において、税制上の優遇措置を利用する場合があります。ただし、事業範囲に沿わない優遇措置の濫用や、過度な節税行為である租税回避を目的とした税務プラニングは行いません。

5.　税務リスクへの対応

税務処理を実行する過程において、税務関連法令等の解釈に疑義が生じる場合があります。その場合、外部の税務専門家や、税務当局への相談を行い、税務リスクの低減に努めます。

6.　税務当局との関係

税務当局と健全かつ正常な関係の構築、維持に努めます。税務当局との見解の相違が生じ、指導・指摘を受けた場合には、事実に基づく説明、対応を行い、その解決に努めます。

制定日：2024 年 3 月 26 日

ULS グループ株式会社

代表取締役社長　漆原　茂